

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

伊勢市

## 2 構造改革特別区域の名称

伊勢わいん特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

伊勢市の全域

## 4 構造改革特別区域の特性

### (1) 位置

伊勢市は、三重県の中東部、伊勢平野の南端部（東経136度42分、北緯34度29分）に位置している。面積は208.37km<sup>2</sup>で、北は伊勢湾に面し、中央には「清流日本一」に数度認定されている宮川や五十鈴川、勢田川が流れ、また、東から南にかけては朝熊岳、神路山、前山、鷺嶺が連なり、西には大仏山丘陵が広がる。

### (2) 気候

気象条件は概して太平洋沿岸の温暖湿潤な気候であり、令和3年の年間平均気温は16.4℃、年間降水量は2,214.5mmとなっており、夏から秋にかけては十分な降水があり、冬の降雪はほとんどないことから、農業に適した気候条件となっている。

また、本市は伊勢志摩国立公園の玄関口に当たり、古くから「お伊勢さん」「日本人の心のふるさと」として広く親しまれてきた伊勢神宮が御鎮座するまちであり、神宮宮域を中心に豊かな自然に恵まれている。

### (3) 人口

人口は121,917人（令和4年11月末住民基本台帳）である。人口変動については、国勢調査によると1985年（昭和60年）の138,672人をピークに減少傾向であり、2020年（令和2年）には122,765人となっており、今後も減少傾向は続くと予測されている。

その一方で、世帯数は増加しており、2020年（令和2年）では51,580世帯となっている。核家族化の進展や単身世帯の増加などにより、世帯の構成人数の減少は続いている。

### (4) 産業

令和2年の就業人口は58,509人で、産業別には第1次産業が1,406人（2.4%）、第2次産業が14,462人（24.7%）、第3次産業が40,482人（69.2%）となっている。

本市では宿泊・飲食サービスなど観光関連の産業をはじめ卸・小売業や製造業、建設業などが主な産業であり、多くの人々がそれらの事業所で働いている。

第1次産業の農業では、水稻をはじめ青ネギやいちごなどの生産が盛んであり、若手の就農者も育成されている。また、漁業ではハマグリ採貝や品質の高い海苔養殖が営まれている。しかし、従事者の高齢化や経営が安定しないこともあり、第1次産業は縮小傾向が続いている。

#### (5) 地域づくり

伊勢市では、まちづくりの主役である市民が、伊勢のまちに誇りと愛着を持ち、夢や希望を抱いていきいきと輝き暮らし続けられるまちであるため、市民と共有するまちづくりの行動指針として、2018年（平成30年）7月に第3次伊勢市総合計画を策定し、「私たちが担うまち」「人と人とのつながりで活力と安心を感じられるまち」「地域の誇りをつなぐまち」の3つをまちづくりの基本理念に据えるとともに、「つながりが誇りと安らぎを育む 魅力創造都市 伊勢」を市が目指すまちの将来像として基本構想に掲げている。

市民と基本理念を共有し、ともに考え、様々な「つながり」によって誇りと安らぎを育み、これまで本市が継承してきた「つながり」を新しい時代を担う子どもたちに繋げるため、子どもたちの笑顔があふれ、幸せに年齢を重ねられるまちづくりに取り組んでいる。

#### (6) 農業

伊勢市では現在第3次伊勢市総合計画で「つながりが誇りと安らぎを育む 魅力創造都市伊勢」を市が目指す将来像として基本構想に掲げ各種政策を推進しており、また、2018年（平成30年）3月には第2次伊勢市農村振興基本計画を策定し、テーマである「皆が誇りを持ち“伊勢”を感じる持続可能な農業と農村づくり」の実現に向けて取り組みを進めている。

本市には魅力的な食材が沢山ある中で、柿、いちご、ねぎ、かぼちゃ、山いも、トマトが特産物となっているが、これまで果樹の生産については、柿の生産は盛んであるが、ぶどうについては数軒の農家が生食用ぶどうを生産するのみであり、ワインぶどうの生産実績についてはなかった。

このような中、該当の農業者は2018年（平成30年）からワインぶどうの生産に着手し、県外の提携しているワイナリーへワイン製造を委託しており、ワイン製造と並行して醸造技術の習得や試験及び研究を重ねている。今回収穫期を迎え、ワインづくりを本格化させることから、市としても、ワインづくりへの環境を整えるため、近年は観光付加価値を高める地ワインの原料となる「ワインぶどう」を新たに加えている。現在、中間見直しを行っている第2次伊勢市農村振興基本計画（2023年3月改定予定）において「観光付加価値を高める市内産特産物の加工品として、ワインぶどうを使用した地ワインの普及・推進に取り組みます。」として定め、ワインぶどうの生産拡大・普及に向けて取り組む。

#### (7) 規制の特例措置を講じる必要性

伊勢市は、古くから「お伊勢さん」「日本人の心のふるさと」と広く親しまれている伊勢神宮が御鎮座するまちであり、豊かな自然に恵まれた伝統と文化を継承し続けてきた歴史がある。毎年国内外から多くの観光客を迎え入れており、第62回神宮式年遷宮が執り行われた2013

年（平成25年）には、神宮参拝者数の記録が残る過去最高の約1,420万人を記録している。伊勢の豊かな自然から採れる美味しい地元食材とワインには多くの観光客から強い関心とニーズがあり、地元食材は、2016年（平成28年）に伊勢志摩地方で開催された伊勢志摩サミットで地元産のトマト、里芋、空豆、鱧、穴子などの食材が使用されたことから国内外から注目されており、農産物直売活動の促進や地元レストランでも継続的に活用されている。一方ワインについては、近年増加している外国人観光客の食生活にとって欠かせないものであるが、これまで、本市には地元ワイナリーはなく、インバウンドによる大きなニーズがありながらもビジネスの好機を逃していた。

その後、2020年（令和2年）に世界が新型コロナウイルス感染症拡大の猛威に直面し、日本国内においても緊急事態宣言の発出をはじめとして全国的な外出自粛の要請等もあり、観光客数が著しく減少するなど、地域経済は大きな影響を受けることとなった。

このような中、観光産業を農福連携で盛り上げようと、市内農業者が障がい者の就労環境の創出として、ワイナリーを立ち上げ地域振興を図ろうとする動きがある。この農業者は農福連携やSDGsに意欲的に取り組んでおり、今年度（令和4年度）の農林水産省所管農山漁村振興交付金（農福連携対策）の交付の決定を受けている。また、同農業者の取り組みに共感する市内の企業から、真珠生産の際に発生する廃棄物を活用した土壌改良資材（アコヤガイの貝殻や貝肉）の提供を受け廃棄物のゼロエミッションにも貢献している。

農業者によるワイン製造販売のチャレンジを通じて、やる気ある農業者の取り組みを支援し、多様な農業経営スタイルの実現と、新たな地元産ブランド品目の創出、ひいては農業振興のために、規制の特例措置を活用し、初期投資の少ない小規模な施設での酒類の製造、販売が可能となるような条件整備を図る必要がある。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

農福連携によるワインの製造販売への取り組みは、継続的な障がい者の就労環境の創出、耕作放棄地の有効活用となり、農業・福祉の両分野における新たなモデルとして地域の活性化に大きな効果を持つと考えられる。さらに、規制の特例措置が適用されることによりワイン製造への新規参入のハードルが下がり、小規模事業者でも参入が可能になることから、農業者にとっては魅力ある新たな経営スタイルの提案となり、新規就農を促進するとともに、一次産業の収益の増加が見込まれる。

また、観光面では、今回の地元産ワインの製造により新たな地元ブランド商品が誕生することで、伊勢市産酒類（日本酒・焼酎・ビール・ウイスキー等）に多様な酒類が整い、新たな商圈（外国人観光客）の開拓・拡大やワインツーリズムによる交流人口の増加も見込まれることから、本計画の意義は極めて大きい。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

今回の特例措置を活用することで、ワイン醸造の初期投資が大幅に削減でき、本市ではこれまで生産実績のなかったワインぶどうの生産・普及、さらにワインの製造・販売といった新たな産業の拡大（6次産業化）への取り組みが始まる。

この取り組みがきっかけとなり、多様な農業形態の導入、新規就農者の増加、耕作放棄地の新たな利用展開、地域産品の研究・生産などが一層促進され、障がい者の雇用増と地域経済の循環が図られる。

また、本市は国内屈指の観光都市であり、国内の観光客のみならず、外国人観光客も多く来訪することから、伊勢ブランドとしての地元産ワインを提供することで、旅の重要な要素である「食」の充実に直結する。食の充実は、他の様々な要素を牽引し、総体的に観光の満足度を向上させ、リピーターやSNSによる口コミ等により、更なる来訪者の獲得に結びつくなど、地域に広く経済波及効果をもたらすことが期待できる。

本市においては、これらの取り組みが農業・福祉の両分野における新たなモデルとして地域の活性化に大きな効果をもち、伊勢ブランドの価値をより一層高めることから地域経済の活性化と新規就農者の創出を目標とする。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 地域特産品の開発(特産酒類の製造等)で、一人当たりの観光消費額の拡大を目指す。

「食」は観光満足度の重要な要素であり、新たな地元産酒類の提供により、一人当たりの観光消費額を押し上げる。

本市では、市内唯一の蔵元である伊勢萬の日本酒ブランド「おかげさま」や30年以上愛され続けているロングセラー焼酎ブランド「光年」の生産が好調で人気が高く、近年では2021年(令和3年)12月から発売しているウイスキー「神路」が世界的酒類品評会(インターナショナルスピリッツチャレンジ)でゴールド賞を受賞している。また、地元企業の伊勢角屋麦酒は英国のインターナショナル・ブルーイング・アワードをはじめ数多くのビールの国際大会で受賞しており、品質を認められた地元産ビールも生産が好調で人気が高い。今回の地元産ワインの製造により、多様な酒類(日本酒・焼酎・ビール・ウイスキー等)が整い、伊勢市産酒類の一層のブランド化が進むものである。

### 【観光客の観光消費額】の目標

		単位	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
一人当たりの 観光消費額	日帰り	円	5,500	6,000	7,000	8,500
	宿泊	円	24,000	26,000	28,000	30,000

※「伊勢市観光振興基本計画」から引用

(2) 新たな経営スタイルの実現による新規就農者の創出

今回の農福連携によるワイン醸造販売への取り組みは、農業分野においては新たな農産物の加工・高付加価値化を目指す農業経営スタイルが実現し、新規農業参入や商業経営者の新規参入が後押しされる。また、福祉分野においては障がい者の就労環境の創出となることから、農業・福祉の両分野における新たな経営スタイルとして地域の活性化に大きな効果を持つことが考えられる。

### 【認定新規就農者数】の目標

	令和4年度	令和9年度
認定新規就農者数（累計数）	14名	21名

※「第2次伊勢市農村振興基本計画（改定案）」から引用

## 8 特定事業の名称

709（710、711）特産酒類の製造事業（構造改革特別区域法第26条）

## 【別紙】

### 1. 特定事業の名称

709（710、711）特産酒類の製造事業（構造改革特別区域法第26条）

### 2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産される地域の特産物として指定された農産物（ぶどう又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。以下「特産物」という。）を原料とした果実酒を製造しようとする者

### 3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

### 4. 特定事業の内容

#### （1）事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

#### （2）事業が行われる区域

三重県伊勢市の全域

#### （3）事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

#### （4）事業により実施される行為や整備される施設等の詳細

上記2に記載の者が、構造改革特別区域内において地域の特産物を原料とした果実酒の提供・販売を通じて地域の活性化を図るために果実酒を製造する。

### 5. 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、地域の特産物を原料とした果実酒を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が2キロリットルに引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

これにより、地域での新たな起業や事業展開に繋がり、継続的な障がい者の就労環境の創出、農業者の経営多角化、新規就農者の増加、新たな地域ブランドの創出が図られ、地域の活性化に繋がるものである。

なお、当該特例措置により、酒類の製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告・納税や各種記帳義務が発生し、税務当局の検査や調査の対象となることから、本市は無免許製造を防止するために制度内容の広報に努めるとともに、特産酒類に係る製造免許を受けた者が酒税法の規定に違反しないよう、指導を行うこととする。